

**行政・公共**

**無料法律相談会**

日 時 無料法律相談会を開催します。  
債務整理、交通事故、離婚、相続、  
悪質商法など、お気軽にご相談  
ください。

◆2月7日(火)(歌志内市・上砂川町)  
中島 正博 弁護士

◆2月14日(火)(赤平市)  
丸山 健 弁護士

◆2月21日(火)(歌志内市・上砂川町)  
林 順敬 弁護士

◆2月28日(火)(赤平市)  
本多 良平 弁護士

赤平会場 市コミセン別館  
(商工会議所となり)

開催時間  
▼赤平市・歌志内市(10時～12時)  
▼上砂川町(13時30分～15時30分)

**こんばんは市長室**

申込み・問合せ 生活環境交通係 ☎ 32-2215  
歌志内市役所 ☎ 42-3217  
上砂川町役場 ☎ 62-2011

※先に申込みをされている方が  
優先されます。

日 時 まちづくりや地域が抱える課  
題について、市長と直接お話しし  
ませんか。昼間働いている方や  
大勢の中で話すことが苦手な方  
など、ぜひご利用ください。

対象者 市内に居住されている方、または市内の企業に勤務  
されている方。

日 時 2月20日(月)18時～  
(変更になる場合があります。  
※懇談時間は1人(1団体)30分  
となっています。なお個人  
的なご相談は受付できません  
のでご了承ください。

**フロン排出抑制法の  
適正な運用**

北方領土は、私たちの祖先が  
心血を注いで開拓した日本固有  
の領土です。北方領土返還実現  
に向けてご協力を願いします。

**2月7日は「北方領土の日」**

申込み・問合せ 広報広聴係 ☎ 32-1834

受付 2月1日(水)～8日(水)



四島(しま)の未来  
心かよわせ  
返還へ

漏えい防止措置、修理しない  
までの充填の原則禁止  
・点検などの履歴の保存など  
・フロン類算定漏えい量の報告  
※北海道では法制度の出前講座  
を開催しております。

※法令に違反すると「1年以下の  
懲役または50万円以下の罰金  
が科せられる罰則があります。

漏えい防止措置、修理しない  
までの充填の原則禁止  
うな内容が求められています。  
・適切な場所への設置など  
・3カ月に1回以上の簡易点検  
または専門家による定期点検  
の実施



問合せ 北海道低炭素社会推進室  
☎ 011-204-5190

## 司法書士中根事務所

### ◆業務内容◆

登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)  
商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・  
簡易裁判所訴訟代理(※)(※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550  
赤平市東文京町2丁目4番地2  
ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



## こっこちゃん募集中

かわいいお子さん・お孫さんの写真を広報に載せてみませんか(10ヶ月～3歳くらい)。

現在、写真を募集中です。

まずはご連絡ください。

広報広聴係 ☎ 32-1834



## 定期行政相談

毎日の暮らしの中で、行政について苦情・要望・意見はありますか。

行政機関・特殊法人（JRやNTTなどの業務、年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービスなどの業務です。相談は無料で秘密は厳守します。口頭、電話、手紙での相談にもおこたえします。気軽にお越しください。

環境、河川利用における危険箇所、ごみなどの投棄、河川の流水や施設などの異常、その他の地域情報などを月1回程度報告。

があつた場合は警察に連絡してください。  
対象者  
①平成28年度分の住民税が非課税の方（課税者の扶養親族や生活保護の受給者は対象外）  
②平成28年1月1日時点で赤平市に住民票がある方

期間6ヶ月以内（更新もあります）。勤務場所は市役所ほか各公共施設。賃金は時給で、翌月15日に支給。雇用形態により社会保険（健康保険・厚生年金）・雇用保険・労災保険に加入。



# お知らせ

作依頼や、手数料を求めることがありませんので、不審な電話

担当窓口で申請するようお願いします。

## 業務内容

日常生活の範囲内で知り得た近隣の方などからの要望、河川

## 臨時職員の採用候補者登録

### 登録条件

原則として市内居住者の中でも、登録申込時現在、職務遂行上支障のない良好な健康状態である

求職中の方。  
※障がい者の方の登録も受付しております。

臨時福祉給付金（経済対策分）の受付が始まります

河川の整備、利用、環境に関する地域の要望を把握し、地域との連携を進めるとともに、河川愛護思想の普及啓発と適正な維持管理に役立てるため、「河川愛護モニター」を募集しています。

北海道開発局札幌開発建設部  
公物管理企画課企画スタッフ  
TEL 011-618-4369  
メール hkd-sp-kokanki@mit.go.jp  
〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目

満20歳以上、健康で、空知川に接する機会が多く、河川愛護に关心をお持ちの方。

## K&M Law ....初回相談料無料....

相続問題、離婚、借金問題、交通事故などの個人の問題から企業経営に関する法務まで、様々なご相談をお受けしています。初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください（電話予約制：平日9時から18時）初回相談料無料 〈滝川事務所〉  
札幌弁護士会所属 小寺・松田法律事務所 滝川市花月町1丁目1番10号  
弁護士法人 TEL.0125-23-8455  
http://www.kmlaw.jp

◆毎月第3土曜日 午後1時から4時まで休日相談開催中 ◆（土曜日相談の受付は前日まで）